

厚生労働省発雇児第 1203001 号
平成 19 年 12 月 3 日

[一部改正] 平成 20 年 7 月 23 日 発雇児 0723003 号
[一部改正] 平成 21 年 8 月 20 日 発雇児 0820 第 5 号
[一部改正] 平成 22 年 3 月 29 日 発雇児 0329 第 7 号
[一部改正] 平成 23 年 4 月 18 日 発雇児 0418 第 1 号
[一部改正] 平成 24 年 6 月 18 日 発雇児 0618 第 3 号
[一部改正] 平成 25 年 6 月 21 日 発雇児 0621 第 5 号
[一部改正] 平成 26 年 5 月 13 日 発雇児 0513 第 7 号
[一部改正] 平成 27 年 6 月 5 日 発雇児 0605 第 2 号
[一部改正] 平成 28 年 9 月 1 日 発雇児 0901 第 2 号
[一部改正] 平成 29 年 9 月 5 日 発子 0905 第 5 号
[一部改正] 平成 30 年 9 月 4 日 発子 0904 第 2 号

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官

児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 児童虐待防止対策等支援事業

ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村(指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行う児童虐待防止対策支援事業(法的対応機能強化事業分を除く。)

イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業(法的対応機能強化事業分に限る。)

ウ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。)に対して横浜市が補助する事業

エ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業

オ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児

童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成 10 年 5 月 18 日雇児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

カ 平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

キ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

(ア) 平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

(イ) 平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

ク 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

(ア) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 1 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業

(イ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 1 に基づき、市町村が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 2 に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業

(エ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 2 に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

(オ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 3 に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

ケ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の

別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

コ 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

サ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 44 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業

シ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）

ス 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

セ 平成 30 年 7 月 26 日子発 0726 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の 5 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の 1 の (2) 及び同 3 の (2) のアに基づき都道府県が行う

婦人保護事業に係る啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業
- ウ 平成26年3月24日雇児発0324第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行うDV被害者等自立生活援助モデル事業
- エ 平成30年5月28日子第0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「平成30年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行う若年被害女性等支援モデル事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。
- (1) 3の(1)のウ、クの(イ)及び(エ)、コの(ウ)並びにスの(イ)以外の事業

ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)のウの事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)並びにスの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄に定める中区区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 都道府県及び横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (13) (12)により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働

大臣の承認を受けなければならない。

- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 2 による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度 6 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 上記以外の場合

別紙様式第 3 による申請書及び関係書類を毎年度 6 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別紙様式第 4 または別紙様式第 5 による申請書及び関係書類を毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 6 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度 4 月 10 日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した

日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 児童虐待防止対策等支援事業

ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村(指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行う児童虐待防止対策支援事業(法的対応機能強化事業分を除く。)

イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業(法的対応機能強化事業分に限る。)

ウ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。)に対して横浜市が補助する事業

エ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業

オ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児

童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成 10 年 5 月 18 日雇児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

カ 平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

キ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

(ア) 平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

(イ) 平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

ク 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

(ア) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 1 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業

(イ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 1 に基づき、市町村が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 2 に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業

(エ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 2 に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

(オ) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第 3 の 3 に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

ケ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の

別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

コ 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

サ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 44 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業

シ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）

ス 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

セ 平成 30 年 7 月 26 日子発 0726 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の 5 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の 1 の (2) 及び同 3 の (2) のアに基づき都道府県が行う

婦人保護事業に係る啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業
- ウ 平成26年3月24日雇児発0324第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行うDV被害者等自立生活援助モデル事業
- エ 平成30年5月28日子第0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「平成30年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行う若年被害女性等支援モデル事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。
- (1) 3の(1)のウ、クの(イ)及び(エ)、コの(ウ)並びにスの(イ)以外の事業

ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)のウの事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)並びにスの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄に定める中区区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(9) 都道府県及び横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働

大臣の承認を受けなければならない。

- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 2 による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度 6 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 上記以外の場合

別紙様式第 3 による申請書及び関係書類を毎年度 6 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別紙様式第 4 または別紙様式第 5 による申請書及び関係書類を毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 6 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度 4 月 10 日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した

日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業を除く）	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり</p> <p>※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。</p> <p>① 児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 3,063,000円 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円</p> <p>② 児童福祉司任用後研修 3,063,000円</p> <p>③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 2,046,000円 イ 研修を委託する場合 330,000円</p> <p>④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 2,959,000円</p> <p>⑤ 児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 2,046,000円 イ 研修を委託する場合 213,000円</p> <p>⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの（ア）に該当する事業 306,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの（イ）に該当する事業 306,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業 221,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業 195,000円</p> <p>⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のアに該当する事業 891,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 196,000円</p>	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	1 / 2

<p>⑧ 医療機関従事者研修 550,000円</p> <p>⑨ 研修専任コーディネーターの配置 4,475,000円</p> <p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 カウンセリング等を実施する場合（措置解除後を除く。） 886,000円 措置解除後にカウンセリング等を実施する場合 886,000円 保護者指導支援員を配置する場合 2,642,000円</p> <p>② 家族療法事業 1,966,000円</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円</p> <p>④ 宿泊型事業 4,355,000円</p>	
<p>3 医療的機能強化等事業</p> <p>① 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 747,000円</p>	<p>医療的機能強化事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費</p>
<p>② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4,741,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4,741,000円×事業実施月数/12</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

4	児童相談所体制整備事業	
	児童相談所1か所当たり	
①	スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	511,000円
②	市町村との連携強化事業	4,212,000円
	・東日本大震災被災地特別加算	
	岩手県、宮城県、福島県、仙台市において実施する場合、次の単価を加算	
		4,565,000円
③	24時間・365日体制強化事業	
	実施要綱第3の5の(3)の③アに該当する事業	
ア	時間外受付を22時まで実施した場合	4,810,500円
イ	時間外受付を22時以降も実施した場合	9,621,000円
	実施要綱第3の5の(3)の③イに該当する事業	
ウ	365日体制強化のみ実施する場合	2,598,000円
エ	イ及びウを実施した場合	12,219,000円
5	児童相談所設置促進事業	
ア	1中核市、施行時特例市又は特別区当たり	
	設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000円
	研修等代替職員を配置する場合	1,303,000円
イ	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	
	都道府県等代替職員を配置する場合	6,839,000円
6	市町村相談体制整備事業	
①	市町村スーパーバイズ事業	
ア	中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合 (児童相談所設置市である場合を除く。)	2,605,000円
イ	アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000円
②	要保護児童対策地域協議会機能強化事業	
	1市町村当たり	
	実施要綱第3の7の(2)の②アに該当する事業	68,000円
	実施要綱第3の7の(2)の②イに該当する事業	2,605,000円
③	市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業	
	次により算出された額の合計額	
	1支援拠点当たり	
ア	直営で行う場合	
	(ア)基礎単価	
	小規模A型	3,721,000円
	小規模B型	9,438,000円
	小規模C型	15,660,000円
	中規模型	20,873,000円
	大規模型	38,701,000円

児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費

(イ) 最低配置人員を満たすための
虐待対応専門員の上乗せ配置単価
2,715,000円 × 配置人数

(ウ) 最低配置人員を満たした上での
虐待対応専門員の上乗せ配置単価
2,715,000円 × 配置人数

イ 委託して行う場合

(ア) 基礎単価

小規模A型	8,940,000円
小規模B型	14,657,000円
小規模C型	20,879,000円
中規模型	31,310,000円
大規模型	59,576,000円

(イ) 最低配置人員を満たすための
虐待対応専門員の上乗せ配置単価
常勤職員を配置した場合
5,588,000円 × 配置人数
非常勤職員を配置した場合
2,715,000円 × 配置人数

(ウ) 最低配置人員を満たした上での
虐待対応専門員の上乗せ配置単価
常勤職員を配置した場合
5,588,000円 × 配置人数
非常勤職員を配置した場合
2,715,000円 × 配置人数

7 一時保護機能強化事業

児童相談所1か所当たり

① 学習指導協力員以外の者

1,635,000円×実施事業数（配置協力員種別数）

② 学習指導協力員（実施要綱第3の8の（2）の①学習指導協力員）

ア 基本分

1,635,000円 × 配置人数

イ 加算分

2,486,000円

※学習指導協力員の配置人数は3名を上限する。

※加算分は、学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち1名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。

8 官・民連携強化事業（複数実施可能）

1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり

① 民間団体委託推進事業

3,199,000円

② 民間団体活動推進事業

1,130,000円

③ 民間団体育成事業

1,253,000円

9 評価・検証委員会設置促進事業

1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり

931,000円

	<p>10 未成年後見人支援事業</p> <p>① 未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり年額240,000円（月額20,000円）</p> <p>② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業</p> <p>ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円</p> <p>イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額6,190円</p> <p>11 児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>1 児童相談所当たり 13,425,000円</p> <p>1 市町村当たり 8,950,000円</p> <p>12 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業</p> <p>1 市当たり 40,000,000円</p> <p>13 児童虐待防止のための広報啓発等事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,235,000円</p>		
	<p>14 虐待・思春期問題情報研修センター事業 184,403,000円</p>	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 342,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合)</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 3,300円</p> <p>②事業実施前研修会費 165,000円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 30,160円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,360円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 1,620円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,500円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料</p> <p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」（平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1 / 2

次により算出された額の合計額

1 児童家庭支援センター運営事業

① 運営費

ア及びイの合計額

ア 事務費

1 か所当たり

心理療法等を担当する職員が常勤の場合

年間 11,485,000円

心理療法等を担当する職員が非常勤の場合

年間 7,650,000円

(年度途中の開始、又は中止等の場合)

心理療法等を担当する職員が常勤の場合

月額 957,000円

心理療法等を担当する職員が非常勤の場合

月額 638,000円

(1月未満の場合は1月とする)

イ 事業費

1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額

※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。

前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。

年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50件 ～ 299件	74,000円
300件 ～ 599件	441,000円
600件 ～ 899件	1,103,000円
900件 ～ 1,399件	2,057,000円
1,400件 ～ 1,899件	2,792,000円
1,900件 ～ 2,399件	3,527,000円
2,400件 ～ 2,899件	4,262,000円
2,900件 ～ 3,399件	4,997,000円
3,400件 以上	5,145,000円

② 初度調弁費

1 か所当たり 400,000円

2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業

1 か所当たり 1,067,000円

児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

	<p>3 指導委託促進事業</p> <p>1 件当たり 106,000円</p>	<p>指導委託促進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
<p>基幹的職員研修事業</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり</p> <p>473,000円</p>	<p>基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料</p>	<p>1 / 2</p>
<p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業</p> <p>(1) 短期研修（送り出し施設）</p> <p>① 宿泊あり</p> <p>1 人当たり 132,000円</p> <p>② 宿泊なし</p> <p>1 人当たり 73,000円</p> <p>(2) 長期研修</p> <p>① 送り出し施設</p> <p>1 人当たり 1,050,000円</p> <p>② 受入施設</p> <p>1 人当たり 216,000円</p> <p>(3) 調整機関事務費加算</p> <p>2,991,000円</p> <p>2 児童養護施設等の職員人材確保事業</p> <p>(1) 学生（実習生）への指導</p> <p>実習 1 回当たり 86,200円</p> <p>(2) 学生（実習生）の就職促進</p> <p>1 日当たり 3,760円</p>	<p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p>
<p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童養護施設等の環境改善事業</p> <p>（児童養護施設等の生活向上のための環境改善実施事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1に定める事業）</p> <p>(1) 入所児童等の生活環境改善事業</p> <p>① 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分</p> <p>1 か所当たり 8,000,000円</p> <p>② 里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分</p> <p>1 か所当たり 1,000,000円</p>	<p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業に必要な改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料</p>	<p>市町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する場合</p> <p>2 / 3</p>

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

1 か所当たり 8,000,000円

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

1 か所当たり 3,000,000円

(4) 耐震物件への移転支援事業

- ① 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分

1 か所当たり 8,000,000円

- ② 里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分

1 か所当たり 1,000,000円

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

(実施要綱第3の2に定める事業)

1 か所当たり 8,000,000円

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

(実施要綱第3の3に定める事業)

1 か所当たり 8,000,000円

就学者
自立生
活援助
事業

次により算出された額の合計額

1 一般生活費

一人当たり 月額 11,020円

2 特別育成費

自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者）であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者

(1) 基本額

一人当たり 月額 23,985円

(2) 資格取得等特別加算

一人当たり 56,570円

3 児童用採暖費

児童用採暖費保護単価表（一人当たり 月額）

※10月分から翌年3月分に限る

旧5級地	1,210円
旧4級地	1,020円
旧3級地	630円
旧2級地	400円
その他の地域	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

4 就職支度費

自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者）であって、就職することとなった者

(1) 一般分

一人当たり 81,260円

(2) 特別基準分

一人当たり 194,930円

就学者自立生活援助事業に必要な報酬、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費

1 / 2

	<p>5 大学進学等自立生活支度費</p> <p>自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者）であって、大学等へ進学することとなった者</p> <p>(1) 一般分 一人当たり 81,260円</p> <p>(2) 特別基準分 一人当たり 194,930円</p>		
<p>社会的養護自立支援事業等</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 社会的養護自立支援事業</p> <p>(1) 支援コーディネーターの配置 1か所当たり 6,124,000円 ※配置期間が1年に満たない場合は、6,124,000円×配置月数/12</p> <p>(2) 居住費支援</p> <p>① 就学・就労をしていない者、大学等に就学している者 （「自立援助ホームで居住」を除く）、就労している者</p> <p>ア 里親宅で居住 一人当たり 月額 86,000円 ただし、二人目以降の対象者については、一人当たり 月額 43,000円</p> <p>イ ファミリーホームで居住 一人当たり 月額 181,000円</p> <p>ウ 自立援助ホームで居住 一人当たり 月額 235,000円</p> <p>エ 児童養護施設で居住 一人当たり 月額 285,000円</p> <p>オ 児童心理治療施設で居住 一人当たり 月額 415,000円</p> <p>カ 児童自立支援施設で居住 一人当たり 月額 399,000円</p> <p>② 就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円の範囲内（支給期間は6か月を限度）</p> <p>(3) 生活費支援</p> <p>① 一般生活費</p> <p>ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 一人当たり 月額 50,540円</p> <p>イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 一人当たり 月額 11,020円</p> <p>ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円（支給期間は6か月を限度）</p>	<p>社会的養護自立支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費</p>	<p>1 / 2</p>

② 児童用採暖費

児童用採暖費保護単価表（一人当たり 月額）

※10月分から翌年3月分に限る

対象者 級地別	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者
旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(4) 生活相談支援

① 賃金

ア 常勤職員を2名以上配置した場合

1か所当たり 9,999,000円

イ ア以外の場合

1か所当たり 6,713,000円

② 事務費

1か所当たり 2,111,000円

(5) 就労相談支援

① 賃金

1チーム当たり 4,482,000円

② 事務費

1チーム当たり 1,247,000円

2 身元保証人確保対策事業

(1) 就職時の身元保証

施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円

(2) 賃貸住宅等の貸借時の連帯保証

施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円

(3) 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円

身元保証人確保対策事業に必要な役務費（保険料）

1 / 2

市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3

里親支援事業

次により算出された額の合計額

1 里親制度等普及促進事業

1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり
4,581,000円

2 里親委託推進等事業

1か所当たり 6,320,000円

新規里親委託件数に応じ加算

新規里親委託件数が15件以上30件未満 1か所当たり 1,028,000円

新規里親委託件数が30件以上45件未満 1か所当たり 2,751,000円

新規里親委託件数が45件以上 1か所当たり 3,783,000円

3 里親トレーニング事業

1か所当たり 7,447,000円

里親支援事業に必要な給料、職員手当、共済費、賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料

1 / 2

		<p>4 里親訪問等支援事業</p> <p>1 か所当たり 9,712,000円</p> <p>心理訪問支援員（常勤）配置加算 1 か所当たり 4,999,000円</p> <p>心理訪問支援員（非常勤）配置加算 1 か所当たり 1,552,000円</p> <p>5 共働き家庭里親委託促進事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり</p> <p>5,536,000円</p>		
	産前・産後母子支援事業（モデル事業）	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 産前・産後母子支援事業（モデル事業）</p> <p>（1）支援コーディネーターの配置等による支援モデル</p> <p>1 か所当たり 7,028,000円</p> <p>（2）看護師の配置等による支援モデル</p> <p>1 か所当たり 4,701,000円</p> <p>補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり 1,028,000円</p>	産前・産後母子支援事業（モデル事業）に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	10/10
	乳児院等多機能化推進事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 育児指導機能強化事業</p> <p>1 施設当たり 4,826,000円</p> <p>2 医療機関等連携強化事業</p> <p>（1）医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合）</p> <p>1 施設当たり 1,920,000円</p> <p>（2）医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合）</p> <p>① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合</p> <p>1 施設当たり 2,025,000円</p> <p>② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合</p> <p>1 施設当たり 4,698,000円</p> <p>③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合</p> <p>1 施設当たり 6,192,000円</p> <p>※（2）の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月における医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。</p>	乳児院等多機能化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
児童虐待防止対策支援事業②	児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業に限る）	<p>1 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>7,822,000円</p>	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、共済費、扶助費	1/2

	児童虐待防止対策等支援事業③	養子縁組民間あっせん機関助成事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 養子縁組民間あっせん機関助成事業</p> <p>(1) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業</p> <p>① 養親希望者等支援モデル事業 1か所当たり 4,183,000円</p> <p>② 障害児等支援モデル事業 1か所当たり 2,484,000円</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者1人当たり 53,000円</p>	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な賃金(代替職員雇上げ経費等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費等)	1 / 2
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲において、婦人相談員1人に対し、1月当たり149,300円 ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、1月当たり191,800円</p> <p>※1 非常勤とする ※2 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 (例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間に乗じて金額を算出 ※3 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼業している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること。 (例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数や勤務時間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 ※5 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5 / 10
	売春防止活動・DV対策機能強化事業	売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護啓発活動事業</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>1施設当たり年額 1,659,550円に10人を超えた対象者1人につき138,790円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p>	婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費 婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	5 / 10

	<p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>① 休日電話相談 9時～18時 (8時間実施) 月額 58,640円</p> <p>② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 29,320円 18時～20時 月額 14,660円</p> <p>③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 62,980円 18時～20時 月額 31,490円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円</p> <p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業 次のア～ウのいずれか1つを選択する。 ア 研修を年1回開催する場合 年額65,740円 イ 研修を年2回開催する場合 年額131,480円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額197,220円</p> <p>(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 645,130円</p> <p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p> <p>(6) 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 5,800,000円 ※1 配置期間が1年に満たない場合は、 5,800,000円×配置月数/12 ※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)</p> <p>婦人相談所等職員への専門研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料</p> <p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金</p> <p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、扶助費</p>	
DV被害者等自立生活援助モデル事業	1施設当たり年額 4,225,000円	事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	5/10

DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 必須事業として次の事業を実施</p> <p>(1) アウトリーチ支援 (①夜間見回り等)</p> <p>(2) 関係機関連携会議の設置</p> <p>上記(1)、(2)の事業を実施 1か所当たり 年額3,566,000円</p> <p>(3) 加算分として次の事業を実施</p> <p>アウトリーチ支援 (②相談及び面談)</p> <p>1か所当たり 年額2,439,000円</p> <p>2 任意事業として次の事業を実施した場合</p> <p>(1) 居場所の提供に関する支援</p> <p>1か所当たり 年額2,120,000円</p> <p>(2) 自立支援</p> <p>1か所当たり 年額2,429,000円</p>	若年被害者等支援モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	10/10
-----------------	----------------	---	---	-------

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体							備考
			歳入			歳出				
歳出予算科目	交付決定額の		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円			円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 国庫補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| | 児童虐待防止対策支援事業 | 金 | 円 |
| | 婦人相談員活動強化事業 | 金 | 円 |
| | DV被害者等自立生活援助モデル事業 | 金 | 円 |
| | 若年被害女性等支援モデル事業 | 金 | 円 |
- 2 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(市町村名)

区 分	中区分	事業名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B	C	D	E	F	G	H
児童虐待防止対策 等支援事業	児童虐待防止対策 等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円 1/2
		小 計								
DV・女性保護対策 等支援事業	DV・女性保護対策 等支援事業①	婦人相談員活動強化事業								1/2
		DV被害者等自立生活援助モデル事業								1/2
	小 計									
	DV・女性保護対策 等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業								10/10
小 計										
合 計										

婦人相談員申請数 (実員数)	人 (実員 人)
I	

(記載上の注意)

- 1 本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」及び市が行う「婦人相談員活動強化事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「若年被害女性等支援モデル事業」について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 6 I欄には、婦人相談員の申請人数(業務按分後の人数)、()内は実員数を記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 印
児童相談所設置市市長

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名)

区分	中区分	事業名	総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	算定基準に	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額		
			A	収入予定額	(A-B)	支出予定額	による算定額					
			円	円	円	円	円	円	円	円		
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分) <small>(法的対応機能強化事業及び虐待・思春期問題情報研修センター事業を除く。)</small>	/	/	/	/	/			1/2		
		児童虐待防止対策支援事業 <small>(虐待・思春期問題情報研修センター事業)</small>	/	/	/	/	/		※ 1	※ 2		
		ひきこもり等児童福祉対策事業	/	/	/	/	/				1/2	
		児童家庭支援センター運営等事業	/	/	/	/	/				1/2	
		基幹的職員研修事業	/	/	/	/	/				1/2	
		児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	/	/	/	/	/				1/2	
		児童養護施設等の児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/		※ 1	※ 2
			市町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/	/			
			地域子育て支援拠点の環境改善事業	指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/			1/2
		児童相談所及び一時保護所の環境改善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/			1/2	
	就学者自立生活援助事業		/	/	/	/	/				1/2	
	社会的養護自立支援事業等	社会的養護自立支援事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/			1/2	
		身元保証人確保対策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/			1/2	
			市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/		※ 1	※ 2	
	里親支援事業		/	/	/	/	/				1/2	
	産前・産後母子支援事業(モデル事業)		/	/	/	/	/				10/10	
	乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/			1/2	
		市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/	/		※ 1	※ 2	
	小計			/	/	/	/	/				
	児童虐待防止対策等支援事業②	児童虐待防止対策支援事業(都道府県・指定都市・児童相談所設置市分) <small>(法的対応機能強化事業)</small>		/	/	/	/	/			1/2	
小計			/	/	/	/	/					
児童虐待防止対策等支援事業③	養子縁組民間あつせん機関助成事業		/	/	/	/	/			1/2		
	小計		/	/	/	/	/					
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業 <small>(都道府県・指定都市・中核市分)</small>	/	/	/	/	/			5/10		
		春春防止活動・DV対策機能強化事業	/	/	/	/	/			5/10		
		DV被害者等自立生活援助モデル事業 <small>(都道府県・指定都市・中核市分)</small>	/	/	/	/	/			5/10		
	小計	/	/	/	/	/						
	DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業	/	/	/	/	/			10/10		
小計	/	/	/	/	/							
合計			/	/	/	/	/					

婦人相談員申請数(実員数)	人(実員)
---------------	-------

(記載上の注意)

- E欄には、本通知に定める基準額又は厚生労働大臣が必要と認められた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の回額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業分のG欄及びH欄には別表2-2により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 社会的養護自立支援事業等のうち、身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分(間接補助分(母子生活支援施設分に限る))のG欄及びH欄には別表2-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分(間接補助分)のG欄及びH欄には別表2-4①により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分(間接補助分)のG欄及びH欄には別表2-4②により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分(間接補助分(母子生活支援施設分に限る))のG欄及びH欄には別表2-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- I欄には、婦人相談員の申請人数(業務按分後の人数)、()内は実員数を記載すること。

虐待・思春期問題情報研修センター事業計画書

① 支出予定額内訳調

(単位：円)

費 目		対象経費支出予定額	積 算 内 訳
① 研 修 事 業			
	小計		
② 研 究 事 業			
	小計		
③ 企 画 ・ 相 談 支 援 事 業			
	小計		
④ 運 営 管 理			
	小計		
合 計			

② 運営事業概要

I 概 要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称				
	所在地及び電話番号		〒		
	運営主体				
	事業費合計				
II 実 施 体 制	職員の配置状況 (所要額)				千円
	区 分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	合 計
	職 員 数				
III 運 営 委 員 会 開 催 計 画	(所要額)				千円
	運営委員会の開催目的、開催予定日を簡潔に記入すること				
IV 事 業 計 画	計 画	事業名及び内容			支出予定額 (千円)
	研 修 事 業				
	研 究 事 業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究			
		②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究			
	企 画 ・ 相 談 支 援 事 業	①情報収集・提供			
②専門相談					
そ の 他					

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童虐待防止対策支援事業

都道府県名

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A - B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G × 1 / 2) H 円
合 計								

(注)

1. 本表には、児童虐待防止対策支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1 / 2を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 2

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業

(単位：円)

総事業費 A	その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準による 算定額 E	選定額 (横浜市補助基本額) F	横浜市 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備 考
							※1	※2	

(注)

1. E欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
3. H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
4. I欄には、H欄の額と同額を記入する。

別表 2 - 3

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

身元保証人確保対策事業

(都道府県名)

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A - B) C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	(F × 3 / 4) G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 (I × 2 / 3) J	備考
合 計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 4 ①

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）

(都道府県名)

市 町 村 名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A - B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F × 3 / 4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I × 2 / 3) J	備 考
合 計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 4 ②

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）

(都道府県名)

市 町 村 名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A - B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F × 3 / 4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I × 2 / 3) J	備 考
合 計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 5

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

乳児院等多機能化推進事業

(都道府県名)

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A - B) C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	(F × 3 / 4) G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 (I × 2 / 3) J	備考
合計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

婦人相談員活動強化事業

都道府県名

市名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×1/2) H 円	婦人相談員 申請人数 (実員数) I
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
									人(人)
合計									人(人)

(注)

1. 本表には、婦人相談員活動強化事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7. I欄には、婦人相談員の申請人数（業務按分後の人数）、（ ）内は実員数を記載すること。

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

DV被害者等自立生活援助モデル事業

都道府県名

市 名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A - B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G × 1 / 2)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合 計								

(注)

1. 本表には、DV被害者等自立生活援助モデル事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

若年被害女性等支援モデル事業

都道府県名

市 名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A - B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×10/10)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合 計								

(注)

1. 本表には、若年被害女性等支援モデル事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の
変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、
次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 今回追加交付（一部取消）申請額 | 金 | 円 |
| | 既 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| | 変 更 後 国 庫 補 助 所 要 額 | 金 | 円 |
- 2 変更を必要とする理由
- 3 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書（別表1）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

(市町村名)

区 分	中区分	事業名	総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準による算 定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	既交付決定額 I	差引追加交付所 要額 (H-I) J	
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円 1/2	円	円	
		小 計											
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業								1/2			
		DV被害者等自立生活援助モデル事業								1/2			
	小 計												
	DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業								10/10			
小 計													
合 計													

婦人相談員申請数 (実員数) K	人 (実員 人)
---------------------	----------

(記載上の注意)

- 1 本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」及び市が行う「婦人相談員活動強化事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「若年被害女性等支援モデル事業」について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 6 K欄には、婦人相談員の申請人数(業務按分後の人数)、()内は実員数を記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 印
児童相談所設置市市長

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の
変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助所要額	金	円

2 変更を必要とする理由

3 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書（別表1）

4 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書（別表2）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

(都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名)

区 分	中区分	事 業 名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引追加 交付所要額		
													A	B
児童虐待防止対策 等支援事業	児童虐待防止対策 等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業（都道府県・指定都市・中核市・児童相談 所設置市分） <small>（法的対応機能強化事業及び虐待・思春期問題情報研修センター事業を除く。）</small>									1/2			
		児童虐待防止対策支援事業 <small>（虐待・思春期問題情報研修センター事業）</small>							※ 1	※ 2				
		ひきこもり等児童福祉対策事業									1/2			
		児童家庭支援センター運営等事業									1/2			
		基幹的職員研修事業									1/2			
		児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業									1/2			
		児童養護施設等の 生活上のための 環境改善事 業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所 設置市分									1/2		
			市町村分（間接補助分）								※ 1	※ 2		
		地域子育て支援拠 点の環境改善事 業	指定都市・中核市 ・児童相談所設置市分									1/2		
			市町村分（間接補助分）								※ 1	※ 2		
		児童相談所及び一 時保護所の環境改 善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分									1/2		
		就学者自立生活援助事業										1/2		
		社会的養護自立支 援事業等	社会的養護自立支 援事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分								1/2		
			身元保証人確保対 策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所 設置市分 市及び福祉事務所設置町村分（間接補助 分）								1/2		
		里親支援事業										1/2		
		産前・産後母子支援事業（モデル事業）										10/10		
		乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所 設置市分									1/2		
			市及び福祉事務所設置町村分（間接補助 分）									※ 1	※ 2	
		小 計												
		児童虐待防止対策 等支援事業②	児童虐待防止対策支援事業（都道府県・指定都市・児童相談所設置市 分） <small>（法的対応機能強化事業）</small>									1/2		
小 計														
児童虐待防止対策 等支援事業③	養子縁組民間あっせん機関助成事業									1/2				
	小 計													
DV・女性保護対 策等支援事業	DV・女性保護対 策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業 （都道府県・指定都市・中核市分）									5/10			
		売春防止活動・DV対策機能強化事業									5/10			
		DV被害者等自立生活援助モデル事業 （都道府県・指定都市・中核市分）									5/10			
	小 計													
DV・女性保護対 策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業									10/10				
	小 計													
合 計														

婦人相談員申請数（実員数） K 人（実員 人）

(記載上の注意)

- E欄には、本通知に定める基準額又は厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の同額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。（事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
- 児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業分のG欄及びH欄には別表2-2により算出した額（※1及び※2）を記入すること。
- 社会的養護自立支援事業等のうち、身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表2-3により算出した額（※1及び※2）を記入すること。
- 児童養護施設等の生活上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表2-4①により算出した額（※1及び※2）を記入すること。
- 児童養護施設等の生活上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表2-4②により算出した額（※1及び※2）を記入すること。
- 乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表2-5により算出した額（※1及び※2）を記入すること。
- K欄には、婦人相談員の申請人数（業務按分後の人数）、（ ）内は実員数を記載すること。

虐待・思春期問題情報研修センター事業計画書

① 支出予定額内訳調

(単位：円)

費 目		対象経費支出予定額	積 算 内 訳
① 研 修 事 業			
	小計		
② 研 究 事 業			
	小計		
③ 企 画 ・ 相 談 支 援 事 業			
	小計		
④ 運 営 管 理			
	小計		
合 計			

② 運営事業概要

I 概 要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称				
	所在地及び電話番号		〒 TEL		
	運営主体				
	事業費合計				
II 実 施 体 制	職員の配置状況 (所要額) 千円				
	区 分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	合 計
	職 員 数				
III 運 営 委 員 会 開 催 計 画	(所要額) 千円				
	運営委員会の開催目的、開催予定日を簡潔に記入すること				
IV 事 業 計 画	計 画	事業名及び内容			支出予定額 (千円)
	研 修 事 業				
	研 究 事 業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究			
		②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究			
	企 画 ・ 相 談 支 援 事 業	①情報収集・提供			
②専門相談					
そ の 他					

別表2-2

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業

(単位：円)

総事業費 A	その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準による 算定額 E	選定額 (横浜市補助基本額) F	横浜市 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備考
							※1	※2	

(注)

1. E欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
3. H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
4. I欄には、H欄の額と同額を記入する。

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

身元保証人確保対策事業

(都道府県名)

市及び福祉 事務所設置 町村名	総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	(F×3/4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I×2/3) J	既交付決定額 K	差引追加交付 所要額 L	備 考
	円	円	円	円	円	円							
合 計							円	円	※1 円	※2 円	円	円	

(注)

1. 本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表2-4①

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G 円	都道府県 補助額 H 円	国庫補助 基本額 I 円	国庫補助 所要額 (I×2/3) J 円	既交付決定額 K 円	差引追加交付 所要額 L 円	備考
合計							円	円 ※1	円	円 ※2	円	円	

- (注)
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
 2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
 7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表2-4②

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I×2/3) J	既交付決定額 K	差引追加交付 所要額 L	備考
合計							円	円 ※1	円	円 ※2	円	円	

- (注)
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
 2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
 7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 5

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

乳児院等多機能化推進事業

(都道府県名)

市及び福祉 事務所設置 町村名	総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	(F × 3 / 4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I × 2 / 3) J	既交付決定額 K	差引追加交付 所要額 L	備 考
	円	円	円	円	円	円							
合 計							円	円	※1 円	※2 円	円	円	

(注)

1. 本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

婦人相談員活動強化事業

都道府県名

市名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 (G×1/2) H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J	婦人相談員申請人数 (実員数) K
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
											人 (人)
合計											人 (人)

(注)

1. 本表には、婦人相談員活動強化事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7. K欄には、婦人相談員の申請人数（業務按分後の人数）、（ ）内は実員数を記載すること。

別表2-7

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

DV被害者等自立生活援助モデル事業

都道府県名

市名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 (G×1/2) H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計										

(注)

1. 本表には、DV被害者等自立生活援助モデル事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表2-8

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

若年被害女性等支援モデル事業

都道府県名

市名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 (G×10/10) H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計										

(注)

1. 本表には、若年被害女性等支援モデル事業のうち、市が行う事業（市への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、各市ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各市ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、各市ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）
- 2 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2）
- 3 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表3）

添付書類

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区分	中区分	事業名	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準による 算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	国庫補助金 交付決定額 I	国庫補助金 受入済額 J	配分変更額 K	配分変更後額 (J+K) L	確定額 M	返納額 (L-M) N
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円 1/2	円	円	円	円	円	円
		小計														
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業								1/2						
		DV被害者等自立生活援助モデル事業								1/2						
		小計														
	DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業									10/10					
		小計														
合計																

(記載上の注意)

- 1 本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」及び市が行う「婦人相談員活動強化事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「若年被害女性等支援モデル事業」について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額又は厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 6 J欄の額から交付要綱の6に定める経費の配分変更を行う場合は、変更分の額をK欄に、変更後額をL欄に記入すること。
- 7 M欄には、H欄とL欄とを比較して、少ないほうの額を記入すること。
- 8 N欄には、事業区分ごとにL欄からM欄を差し引いた額を記入すること。

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

婦人相談員活動強化事業

4月1日現在		4月1日から翌年3月31日 までの間における異動状況	備 考
所属事務所等の名称	配 置 人 員		
計			

注) 1 市長が委嘱する婦人相談員のみ記入すること。

2 「4月1日から翌年3月31日までの間における異動状況」欄は、婦人相談員の所属事務所ごとに前任者の退職年月日及び新任者の発令年月日を記入すること。

3 月の途中における異動の場合には、手当支給額の算定方式を「備考」欄に記入すること。

平成 年度 児童虐待・DV対策等総合支援事業費用国庫補助金実績調査

1. 児童虐待防止対策支援事業実施状況

(単位:円)

	基準額	実施の有無	実績	算定基準による算定額	対象経費の実支出額	事業概要	
(1) 児童虐待防止対策研修事業							
① 児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱(以下、本項において「実施要綱」という。)第3の1の(2)の①のイに該当する事業	3,063,000	有 無				実施回数 回	研修参加者数 人
単独開催又は共同開催の別	※1	単独 共同				共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※2 自治体名: 基準額: 円 実支出額: 円	
実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業	695,000	有 無				実施回数 回	研修参加者数 人
単独開催又は共同開催の別	※1	単独 共同				共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※2 自治体名: 基準額: 円 実支出額: 円	
⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業	306,000	有 無				実施回数 回	研修参加者数 人
単独開催又は共同開催の別	※1	単独 共同				共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※2 自治体名: 基準額: 円 実支出額: 円	
実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業	306,000	有 無				参加回数 回	研修参加者数 人
⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業	891,000	有 無				実施回数 回	研修参加者数 人
単独開催又は共同開催の別	※1	単独 共同				共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※2 自治体名: 基準額: 円 実支出額: 円	
実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業	196,000	有 無				参加回数 回	研修参加者数 人
⑧ 医療機関従事者研修 単独開催又は共同開催の別	550,000	有 無				実施回数 回	研修参加者数 人
	※1	単独 共同				共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※2 自治体名: 基準額: 円 実支出額: 円	
(3) 医療的機能強化等事業							
① 医療的機能強化事業	747,000	有 無				実施方法	
(5) 児童相談所設置促進事業							
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000	有 無				配置職員数 人	
研修等代替職員を配置する場合	1,303,000	有 無				配置職員数 人	
(6) 市町村相談体制整備事業							
① 市町村スーパーバイズ事業							
ア 中核市、施行時特別市又は特別区において実施した場合(児童相談所設置市である場合を除く。)	2,605,000	有 無				実施方法	
イ アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000	有 無				実施方法	
② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業							
実施要綱第3の7の(2)の②アに該当する事業	68,000	有 無				実施方法	
実施要綱第3の7の(2)の②イに該当する事業	2,605,000	有 無				虐待対応強化支援員 人	心理担当職員 人
③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業							
ア 直営で行う場合							
(ア) 小規模A型	3,721,000	有 無					
(ア) 小規模B型	9,438,000	有 無					
(ア) 小規模C型	15,660,000	有 無					
(ア) 中規模型	20,873,000	有 無					
(ア) 大規模型	38,701,000	有 無					
(イ) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置	2,715,000	有 無					
(ロ) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置	2,715,000	有 無					
イ 委託して行う場合							
(ア) 小規模A型	8,940,000	有 無					
(ア) 小規模B型	14,657,000	有 無					
(ア) 小規模C型	20,879,000	有 無					
(ア) 中規模型	31,310,000	有 無					
(ア) 大規模型	59,576,000	有 無					
(イ) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置(常勤職員を配置した場合)	5,588,000	有 無					
(イ) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置(非常勤職員を配置した場合)	2,715,000	有 無					
(ロ) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置(常勤職員を配置した場合)	5,588,000	有 無					
(ロ) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置(非常勤職員を配置した場合)	2,715,000	有 無					
(11) 児童の安全確認等のための体制強化事業	8,950,000	有 無	()			安全確認対応職員 人	事務処理対応職員 人
(12) 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業	40,000,000	有 無					
合計							

※1 単独開催の場合は当該事業の基準額を記入し、共同開催の場合は当該自治体分のみ基準額を記入すること。
 ※2 当該自治体以外の自治体毎に自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額の合計及び※1欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
 (注) 「合計」の「算定基準による算定額」及び「対象経費の実支出額」欄は、別表1の「児童虐待防止対策支援事業」のそれぞれの欄と一致させること。
 (注) 「(6)③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の「ア」及び「イ」の「実績」欄には実施箇所数を、「イ」(ウ)及び「イ」(ウ)の「実績」欄には配置人数を記入すること。
 (注) 「(11) 児童の安全確認等のための体制強化事業」の「実績」欄にある()には市町村における採用人数を記入すること。

2. 児童相談所設置促進事業

児童相談所設置に向けて行った検討の具体的な内容（自由記載）

※児童相談所設置に向け、貴自治体において作成した計画、会議の開催要綱等、検討状況の参考となる資料を添付すること

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長 印
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）
- 2 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書（別表2）
- 3 平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名)

区 分	中区分	事業名	総事業費	寄付金 その他の取 入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	配分変更額	配分変更後額 (J+K)	確定額	返納額 (L-M)		
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分) <small>(法的対応機能強化事業及び虐待・思春期問題情報研修センター事業を除く。)</small>	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/		
		児童虐待防止対策支援事業 <small>(虐待・思春期問題情報研修センター事業)</small>	/	/	/	/	/	/	※ 1	※ 2	/	/	/	/	/	/	/	
		ひきこもり等児童福祉対策事業	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/	
		児童家庭支援センター運営等事業	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/	
		基幹的職員研修事業	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/	
		児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/	/
		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
			市町村分 (間接補助分)	/	/	/	/	/	/	/	※ 1	※ 2	/	/	/	/	/	/
			地域子育て支援拠点の環境改善事業	指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
		市町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/	/	/	※ 1	※ 2	/	/	/	/	/	/	
		児童相談所及び一時保護所の環境改善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
		就学者自立生活援助事業		/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
		社会的養護自立支援事業等	社会的養護自立支援事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/
			身元保証人確保対策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
		市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/	/	/	※ 1	※ 2	/	/	/	/	/	/	
		里親支援事業		/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
		産前・産後母子支援事業(モデル事業)		/	/	/	/	/	/	/		10/10	/	/	/	/	/	/
		乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	/	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/
			市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)	/	/	/	/	/	/	/	※ 1	※ 2	/	/	/	/	/	/
		小 計			/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/
児童虐待防止対策等支援事業②	児童虐待防止対策等支援事業②	児童虐待防止対策支援事業(都道府県・指定都市・児童相談所設置市分) <small>(法的対応機能強化事業)</small>	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/		
		小 計	/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/		
児童虐待防止対策等支援事業③	児童虐待防止対策等支援事業③	養子縁組民間あっせん機関助成事業	/	/	/	/	/	/		1/2	/	/	/	/	/	/		
		小 計	/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/		
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業(都道府県・指定都市・中核市分)	/	/	/	/	/	/		5/10	/	/	/	/	/	/		
		亮春防止活動・DV対策機能強化事業	/	/	/	/	/	/		5/10	/	/	/	/	/	/		
		DV被害者等自立生活援助モデル事業(都道府県・指定都市・中核市分)	/	/	/	/	/	/	/		5/10	/	/	/	/	/		
		小 計	/	/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/		
DV・女性保護対策等支援事業②	DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業	/	/	/	/	/	/		10/10	/	/	/	/	/	/		
		小 計	/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/		
合 計			/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/		

(記載上の注意)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額又は厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。
- 2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄の同額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 J欄の額から交付要綱の6に定める経費の配分変更を行う場合は、変更分の額をK欄に、変更後額をL欄に記入すること。
- 6 M欄には、H欄とL欄とを比較して、少ないほうの額を記入すること。
- 7 N欄には、事業区分ごとにL欄からM欄を差し引いた額を記入すること。
- 8 児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業分のG欄及びH欄には別表2-2により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 9 社会的養護自立支援事業等のうち、身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分(間接補助分(母子生活支援施設に限る))のG欄及びH欄には別表2-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 10 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分(間接補助分)のG欄及びH欄には別表2-4①により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 11 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分(間接補助分)のG欄及びH欄には別表2-4②により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 12 乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分(間接補助分(母子生活支援施設に限る))のG欄及びH欄には別表2-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 13 事業により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

虐待・思春期問題情報研修センター事業実績報告書

① 支出済額内訳調

(単位：円)

費 目		対象経費支出済額	積 算 内 訳
① 研 修 事 業			
	小計		
② 研 究 事 業			
	小計		
③ 企 画 ・ 相 談 支 援 事 業			
	小計		
④ 運 営 管 理			
	小計		
合 計			

② 運営事業概要

I 概 要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称				
	所在地及び電話番号		〒		
	運営主体				
	事業費合計				
II 実 施 体 制	職員の配置状況 (支出済額) 千円				
	区 分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	合 計
	職 員 数				
III 運 営 委 員 会 開 催 計 画	(支出済額) 千円				
	運営委員会の開催目的、開催日を簡潔に記入すること				
IV 事 業 計 画	計 画	事業名及び内容			支出済額 (千円)
	研 修 事 業				
	研 究 事 業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究			
		②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究			
	企 画 ・ 相 談 支 援 事 業	①情報収集・提供			
②専門相談					
そ の 他					

別表 2 - 2

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

虐待・思春期問題情報研修センター事業

(単位：円)

総事業費 A	その他の 収入額 B	差 引 額 (A - B) C	対象経費 支出済額 D	算定基準 による 算定額 E	選定額 (横浜市補 助基本額) F	横浜市 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助金 交付決定額 J	国庫補助金 受入済額 K	差引過不足額 (K - I)		備 考	
											超過額 L	不足額 M		
							※ 1	※ 2						

(注)

1. E欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
3. H欄には、F欄とG欄を比較して少ない額を記入する。
4. I欄には、H欄の額と同額を記入する。
5. 差引過不足額については、L欄に超過額を、M欄に不足額をそれぞれ記入すること。

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

身元保証人確保対策事業

(都道府県名)

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	(F×3/4) G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 (I×2/3) J	備考
	円	円	円	円	円	円					
合計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 4 ①

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）

(都道府県名)

市 町 村 名	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 (A - B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	(F × 3 / 4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I × 2 / 3) J	備 考
	円	円	円	円	円	円					
合 計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表 2 - 4 ②

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）

(都道府県名)

市 町 村 名	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 (A - B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	(F × 3 / 4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (I × 2 / 3) J	備 考
	円	円	円	円	円	円					
合 計							円	円	※1 円	※2 円	

(注)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

乳児院等多機能化推進事業

(都道府県名)

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	(F×3/4) G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 (I×2/3) J	備考
	円	円	円	円	円	円					
合計							円	円 ※1	円 ※2	円	

(注)

1. 本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

1-2. 医療的機能強化等事業（児童虐待防止医療ネットワーク事業分）

事業の実施時期	平成 年 月から
拠点病院の名称	
児童虐待専門コーディネーターの職種	
事業区分	事業内容等
①相談・助言事業	※取り組み内容を具体的に記載し、相談件数等も記載
②教育研修事業	※実施月、実施回数、参加人数、対象者、研修内容等を記載
③拠点病院虐待対応整備事業	※院内虐待対策委員会の活動状況等記載
対象経費の実支出額	円

1－3．児童相談所設置促進事業

児童相談所設置に向けて行った検討の具体的な内容（自由記載）

※児童相談所設置に向け、貴自治体において作成した計画、会議の開催要綱等、検討状況の参考となる資料を添付すること

1 - 4. 一時保護機能強化事業（学習指導協力員）

①児童相談所名	
②学習指導協力員の配置人数	
③学習指導協力員の業務内容	
④学習支援その他学習支援全般の調整を行うことができる体制の具体的な内容	

※児童相談所ごとに作成し、提出すること。

※④については、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」別表第4欄の7一時保護機能強化事業②のイに定める基準額を適用する場合に記載すること。

2 ひきこもり等児童福祉対策事業

(ア) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

	有	・	無		円
・ ふれあい心の友訪問援助事業					
種 目	員 数 等	基 準 単 価	金 額		
メンタルフレンド登録者数	人	/			
訪問児童数	人	/			
訪問延日数	延 日	円	円		
研修会開催	有 ・ 無	円	円		
事例検討会開催数	回	円	円		
小 計			円(A)		
・ ひきこもり等の子どもの保護者交流事業					
委託先の民間団体(委託していない場合は記入の必要なし)					
法人格		団体名			
ひきこもり等保護者支援員の略歴					
区分	年齢	性別	資格等		
1					
2					
事業実施状況					
区分	実施回数	保護者の 参加延人数	保護者以外の参加者及び人数 (コーディネーターは含まない) ex. 中学校教員 5人		
学習会	回	人			
交流会	回	人			
その他 (※)	回	人			
(※)「その他」の事業の概要を記載					
				対象経費の実支出額	円

(イ) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

<p>宿泊指導</p> <p>○実施日程、対象児童数</p> <p>第1回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>第2回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>第3回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>延対象児童数計 _____ 人 基準単価 _____ 円 基準額 _____ 円 ……a</p>			
<p>通所指導</p> <p>○実施日程、対象児童数</p> <p>第1回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>第2回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>第3回 月 日 ～ 月 日 (日間) 延 人</p> <p>延対象児童数計 _____ 人 基準単価 _____ 円 基準額 _____ 円 ……b</p>			
<p>合 計 (a+b) _____ 円(B)</p>			
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象経費の実支出額</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">円</td> </tr> </table>		対象経費の実支出額	円
対象経費の実支出額	円		

(ウ) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

名 称			
構 成			
基 準 額	年間開催回数 _____ 回 基準単価 _____ 円 基準額 _____ 円 (C)		
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象経費の実支出額</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">円</td> </tr> </table>		対象経費の実支出額	円
対象経費の実支出額	円		

3-1. 児童家庭支援センター運営事業実施状況

ア 事業内容等総括表

児童家庭支援センターの名称	(運営主体)設置主体	施設に附置されている場合、施設の名称(施設の種別)	事業開始時期	心理療法担当職員配置実績	相談実績		連絡・調整を行った関係機関	対象経費の実支出額					
					延べ人数等	実人数等		人件費 A	事務費 B	小計 C=A+B	初度調弁費 D	計 E=C+D	
				常勤 非常勤	電話相談	人	(人)		円	円	円	円	円
					来所相談	人							
					訪問相談	人							
					心理療法等	人							
					メール相談	人							
					手紙相談	人							
					その他の相談	人							
					市町村の求めに応ずる事業	回							
				関係機関との連絡・調整	回	(機関)							
				常勤 非常勤	電話相談	人	(人)		円	円	円	円	
					来所相談	人							
					訪問相談	人							
					心理療法等	人							
					メール相談	人							
					手紙相談	人							
					その他の相談	人							
					市町村の求めに応ずる事業	回							(市町村)
				関係機関との連絡・調整	回	(機関)							
				常勤 非常勤	電話相談	人	(人)		円	円	円	円	
					来所相談	人							
					訪問相談	人							
					心理療法等	人							
					メール相談	人							
					手紙相談	人							
					その他の相談	人							
					市町村の求めに応ずる事業	回							(市町村)
				関係機関との連絡・調整	回	(機関)							
計 (か所)				常勤	電話相談	人	(人)		円	円	円	円	
					来所相談	人							
				非常勤	訪問相談	人							
					心理療法等	人							
				計	メール相談	人							
					手紙相談	人							
				人	その他の相談	人							
					市町村の求めに応ずる事業	回							(市町村)
				関係機関との連絡・調整	回	(機関)							

(注1)「相談実績」欄には、年間相談実延べ人数又は回数を、()内には年間相談実人数、機関数又は市町村数を記入すること。

(注2)「心理療法担当職員配置実績」欄には、常勤又は非常勤のいずれかに○を付すこと。

(注3)「連絡・調整を行った関係機関」欄には、児童相談所や要保護児童対策地域協議会の調整機関、警察署など、具体的な機関の種類や機関名を記入すること。

(注4)里親等への支援(相談対応以外の支援・事業等)の実績は、「その他の相談」に記入すること。

イ 対象経費別実支出額内訳

(ア)人件費内訳

児童家庭支援センターの名称	人数	本 俸 A	諸 手 当 B	共 済 費 C	合 計 (A+B+C)D
	人	円	円	円	円
合 計					

(イ)事務費内訳

経 費 区 分	対象経費の実支出額	積 算 内 訳
	円	
計		

(注)経費区分欄には、旅費、需用費、役務費、報酬など対象経費の区分ごとに積算内訳を記載すること(以下同じ。)

(ウ)初度調弁費内訳

経 費 区 分	対象経費の実支出額	積 算 内 訳
	円	

3-3 指導委託促進事業

ア 委託状況

相談の種類	委託先	委託 件数	指導状況			備考
			訪問 指導	通所 指導	その他 指導	
児童虐待相談	児童家庭支援センター	件	回	回	回	
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
その他の 養護相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
保健相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
障害相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
ぐ犯行為等相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
触法行為等相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
性格行動相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
不登校相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
適性相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
育児・しつけ相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					
その他の相談	児童家庭支援センター					
	適当と認めるNPO法人					
	その他適当と認める法人					

※備考欄には、具体的な委託先名(法人格含む)、その他の指導の具体的内容を記入すること。
 ※相談の種類については、福祉行政報告例の報告表45における分類に基づくものとする。

イ 経費内訳

対象経費の実支出額	対象経費区分
円	

※対象経費区分には、賃金、旅費、通信運搬費、需用費などの対象経費を記載すること。

4 基幹的職員研修事業

ア 施設の種別別参加者数及び参加者の職種

施設の種別	参加者数	職種
乳児院		
児童養護施設		
児童心理治療施設		
児童自立支援施設		
母子生活支援施設		
合計		

イ 事業の実施機関

委託実施する場合の委託先	実施回数	講師の資格・経歴等	講師の人数	主な研修内容

ウ 経費内訳

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
	円	
計		

※経費区分欄には、報償費、需用費など対象経費を記載し、区分毎に積算内訳を記載すること。

5-1 児童養護施設等の環境改善事業

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

①小規模グループケア実施のための改修等事業(実施要綱第3の1(1)①に該当する事業)

	実施施設名	施設所在地(市町村名)	施設種別	改修等ユニット数(か所)	対象経費の実支出額(円)
1	(例)〇〇園	〇〇市	児童養護施設	1	〇〇円
2					
3					
4					
5					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

②児童の安全確保のために必要な備品の整備等事業(実施要綱第3の1(1)②に該当する事業)

ア. 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

	実施施設名	施設所在地(市町村名)	施設種別	主な事業内容	対象経費の実支出額(円)
1	(例)〇〇園	〇〇市	児童養護施設	老朽化した児童用ベッドの購入等	〇〇円
2					
3					
4					
5					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

イ. 市町村分

	実施施設名	施設所在地(市町村名)	施設種別	主な事業内容	対象経費の実支出額(円)
1	(例)〇〇園	〇〇市	母子生活支援施設	フローリングの張替	〇〇円
2					
3					
4					
5					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

(2)ファミリーホーム等開設支援事業

	実施施設名	施設所在地(市町村名)	施設等種別	対象経費の実支出額(円)
1	(例)〇〇ホーム	〇〇市	ファミリーホーム	〇〇円
2				
3				
4				
5				

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

(3)児童家庭支援センター開設支援事業

	実施施設名	施設所在地(市町村名)	対象経費の実支出額(円)
1	(例)〇〇児童家庭支援センター	〇〇市	〇〇円
2			
3			
4			
5			

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

(4) 耐震物件への移転支援事業

	実施施設名	施設所在地 (市町村名)	施設等種別	対象経費の 実支出額(円)
1	(例)〇〇園	〇〇市	児童養護施設	〇〇円
2				
3				
4				
5				

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

5-2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

	実施施設名	施設所在地 (市町村名)	実施類型	対象経費の 実支出額(円)
1			一般型 ・ 連携型	
2			一般型 ・ 連携型	
3			一般型 ・ 連携型	
4			一般型 ・ 連携型	
5			一般型 ・ 連携型	

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

※「実施類型」欄について、一般型又は連携型いずれかを記載すること。

5-3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

	実施施設名	施設所在地 (市町村名)	実施箇所 (児童相談所/一時保護所)	主な事業内容	対象経費の 実支出額(円)
1					
2					
3					
4					
5					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

6-1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

ア 研修受講者数

① 短期研修

区分	受講者人数
宿泊あり	
宿泊なし	

② 長期研修

	受講者人数
送り出し施設	
受入施設	

※ 「受講者人数」には研修を受講した実人数を記入すること。

イ 事業の実施主体(委託実施の場合のみ記入)

	団体名	法人格
1		
2		

ウ 研修調整機関事務

研修調整機関事務の実施	有 ・ 無
研修コーディネーター配置数	

エ 経費内訳

	対象経費の実支出額	対象経費区分
短期研修	円	
長期研修	円	
計	円	

※ 対象経費区分欄には、委託料、賃金など対象経費を記載すること。

6-2 児童養護施設等の職員人材確保事業

ア 実習生に対する指導

	実習生受入施設名	施設種別 (児童養護施設等)	実習生受入人数	実習期間 (H〇〇. 〇. 〇~H〇〇. ×. ×)	代替職員人数
1			0人	~	0人
2			0人	~	0人
3			0人	~	0人
4			0人	~	0人
5			0人	~	0人

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

イ 実習生の就職促進

	実習生受入施設名	施設種別 (児童養護施設等)	本事業にて採用 した実習生(非常 勤)人数	本事業にて採用した実習生(非常勤)採用期間等	
				(H〇〇. 〇. 〇~H〇〇. ×. ×)	(非常勤) 採用日数
1			0人	~	0日
2			0人	~	0日
3			0人	~	0日
4			0人	~	0日
5			0人	~	0日

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

ウ 経費内訳

	対象経費の実支出額	対象経費区分
実習生に対する指導	円	
実習生の就職促進	円	
計	円	

※ 対象経費区分欄には、賃金など対象経費を記載すること。

7 就学者自立生活援助事業

ア 支給人数等

	支給人数 (実人数)	支給月数 (延べ月数)	支給額 (対象経費の実支出額)
一般生活費			
特別育成費			
基本額			
資格取得等特別加算			
児童用採暖費			
旧5級地			
旧4級地			
旧3級地			
旧2級地			
その他の地域			
就職支度費			
一般分			
特別基準分			
大学進学等自立生活支度費			
一般分			
特別基準分			
計			

イ 入居者からの費用負担

徴収人数 (実人数)	徴収額 (総額)	徴収対象経費 (徴収の対象とした経費を全て記載)

注) 事業者ごとに記載すること

8-1 社会的養護自立支援事業

1 実施事業・実施体制

実施事業	実施の有無	委託の有無	実施機関名(委託含む)
支援コーディネーターによる継続支援計画の作成(実施要綱4(1))	有 ・ 無	有 ・ 無	
居住に関する支援(実施要綱4(2))	有 ・ 無	有 ・ 無	
生活費の支給(実施要綱4(3))	有 ・ 無	有 ・ 無	
生活相談の実施(実施要綱4(4))	有 ・ 無	有 ・ 無	
就労相談の実施(実施要綱4(5))	有 ・ 無	有 ・ 無	

注)「実施機関名」欄について、複数の委託先がある場合は、全て記載すること。

2 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

①支援コーディネーターの配置

勤務形態	配置期間
常勤・非常勤・兼任	月

注)「配置期間」欄について、月途中で事業を開始した場合であっても、配置期間を1月として計算すること。

②継続支援計画の作成人数

人

3 居住に関する支援

居住する場所等	居住費を支給した人数及び月数							
	就学・就労をしていない者		大学等に就学している者		就労している者		計	
	(実人数)	(延べ月数)	(実人数)	(延べ月数)	(実人数)	(延べ月数)	(実人数)	(延べ月数)
里親の居宅(一人目)								
里親の居宅(二人目以降)								
ファミリーホーム								
自立援助ホーム								
児童養護施設								
児童心理治療施設								
児童自立支援施設								
就学し、一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者								
計								

公営住宅などの賃貸住宅等による居住の場を提供した人数

5 生活相談支援
ア 事業の実施主体

委託の有無	実施機関(委託含む)	職種	勤務形態 (常勤・非常勤・兼任)	配置数
有 ・ 無			常勤・非常勤・兼任	
有 ・ 無			常勤・非常勤・兼任	
有 ・ 無			常勤・非常勤・兼任	

注) 複数配置した場合で、実施機関、職種、勤務形態が異なる場合は、それぞれに記載してください。

イ 施設別支援対象者実績数

単位:人

施設種別	支援対象実人員	うち支援内容別実人員							
		退所を控えた者に対する支援				退所後の支援			
		①講習会、生活技能等を習得するための支援	②不安や悩み等への相談支援	③教育機関を退学した者への支援	④対象者同士の交流等を図る活動	⑤その他の支援	①生活上の問題等に関する相談支援	②就職活動等に関する支援	③自助グループ活動の育成支援
里親									
ファミリーホーム									
自立援助ホーム									
児童養護施設									
児童心理治療施設									
児童自立支援施設									
母子生活支援施設									
計									

注) 施設種別毎の支援を行った実人員を記入すること。

6 就労相談支援
ア 就労支援チームの状況 単位:人

就労相談担当職員数	その他職員数

注) 複数のチームがある場合は、各チーム毎の状況を記入すること。

イ 施設別支援対象者実績数

単位:人

施設種別	支援対象実人員	うち支援内容別実人員					就労実績	
		①職場環境の確保支援	②職場開拓	③就職面接等の支援	④就職後のフォローアップ	⑤その他の支援	常勤	非常勤
里親								
ファミリーホーム								
自立援助ホーム								
児童養護施設								
児童心理治療施設								
児童自立支援施設								
母子生活支援施設								
計								

注) 施設種別毎の支援を行った実人員を記入すること。

注) 「就業実績」欄には就労支援をした人のうち、就労に結びついた実人員を常勤・非常勤の雇用形態ごとに記入すること。

7 経費内訳 単位:円

対象経費の実支出額	対象経費区分

注) 対象経費区分欄には、委託料、賃金など対象経費を記載すること。

8-2 身元保証人確保対策事業

(1) 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

保証種別	保険対象者(人) A	基準単価月額(円) B	加入期間(か月) C	基準額(円) $D = A \times B \times 12$	対象経費の実 支出額(円)
就職時の身元保証					
賃貸住宅等賃借時の連帯保証					
大学等教育機関入学時の身元保証					
合 計	0				

(2) 市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)

保証種別	保険対象者(人) E	基準単価月額(円) F	加入期間(か月) G	基準額(円) $H = E \times F \times 12$	対象経費の実 支出額(円)
就職時の身元保証					
賃貸住宅等賃借時の連帯保証					
大学等教育機関入学時の身元保証					
合 計					

9 里親支援事業

①里親制度等普及促進事業

ア 普及啓発について

実施形態 (いずれかに○)	都道府県等（児童相談所）が直接実施	一部委託の内容	(委託している業務の内容を記入)
	民間団体に一部委託して実施		
	民間団体に全部委託して実施		
取組内容	(どの制度についての広報啓発を行ったのか、どのような取組を行ったのか、内容を具体的に記入)		対象経費の実支出額
			円

イ 各種研修について

	実施月	実施回数	受講延人数	委託実施する場合の委託先	対象経費の実支出額
養育里親研修		回	人		円
専門里親研修		回	人		円
養子縁組里親研修		回	人 (人)		円

※養子縁組里親研修の「受講延人数」欄は、養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者も対象に含め養子縁組里親研修を実施している場合に、受講した養親希望者の延人数について下段に（ ）書きで再掲すること。

②里親委託推進等事業

対象経費の実支出額	円
-----------	---

ア 事業の実施体制等

事業実施か所数	か所
---------	----

(ア) 職員の配置状況

		自治体が雇用して 児相に配置	委託団体が雇用 して児相に配置	委託団体が雇用 して委託先に配置	児童福祉司等 が兼務	合計
里親等委託調整員	常勤		人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
委託調整補助員	常勤		人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人

※配置状況はいずれも10月1日時点のものを記入すること。

(イ) 職員の資格

		社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第3項 各号のいずれかに 該当する者 ③	里親等として子ど もの養育に5年以 上従事し、里親制 度等への理解等を 有する者 ④	都道府県知事等が ①から④に該当す る者と同等以上の 能力を有すると認 めた者 ⑤
里親等委託調整員 (10月1日時点)	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人

イ 事業実施状況（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

新規里親委託件数	事業実施か所数
15件以上30件未満	か所
30件以上45件未満	か所
45件以上	か所
計	か所

(ア) 子どもと里親とのマッチングについて

実施形態 (いずれかに○)	都道府県等（児童相談所）が直接実施	実施主体名称	(児童相談所名又は委託先名称を記入)			
	民間団体に一部委託して実施					
	民間団体に全部委託して実施					
委託の内容	(委託（一部委託を含む）している場合に、委託業務の内容を記入)					
マッチングの 実施状況		対象里親数	対象となる 子どもの数	委託が成立した 子どもの数	委託成立件数	/
	養育里親	世帯	人	人	件	
	専門里親	世帯	人	人	件	
	養子縁組里親	世帯	人	人	件	

(イ) 自立支援計画の作成について

計画作成体制 (いずれかに○)	里親等委託調整員が主体となって作成	計画作成状況	養育里親	件
	児童福祉司等が主体となり、里親等委託調整員は 作成を支援		専門里親	件
			養子縁組里親	件

③里親トレーニング事業

ア 事業の実施体制等

事業実施か所数	か所	対象経費の実支出額			円					
里親トレーニング 担当職員の 配置状況 (10月1日時点)	自治体が雇用して 児相に配置	委託団体が雇用 して児相に配置	委託団体が雇用 して委託先に配置	児童福祉司等 が兼務	合計					
	常勤	人	人	人	人	人	人			
	非常勤	人	人	人	人	人	人			
里親トレーニング 担当職員の資格 (10月1日時点)	社会福祉士	精神保健福祉士	法第13条第3項 各号のいずれかに 該当する者	児童養護施設等に おいて子どもの養 育に5年以上従事 した者	都道府県知事等が ①から④に該当す る者と同等以上の 能力を有すると認 めた者	①	②	③	④	⑤
	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人

イ 事業実施状況（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

(ア) 事業の実施機関等						
実施形態 (いずれかに○)	都道府県等（児童相談所）が直接実施	実施主体名称	(児童相談所名又は委託先名称を記入)			
	民間団体に一部委託して実施					
	民間団体に全部委託して実施					
委託の内容	(委託（一部委託を含む）している場合に、委託業務の内容を記入)					
(イ) 里親トレーニングの実施状況						
未委託里親 種別	トレーニング 開始世帯数	トレーニング 終了世帯数	トレーニング終了 世帯のうち委託に つながった世帯数	トレーニング終了 世帯に委託された 子ども数	トレーニング 終了割合	委託に つながった割合
	A	B	C	D	E (B/A)	F (C/B)
養育里親	世帯	世帯	世帯	人		
専門里親	世帯	世帯	世帯	人		
養子縁組里親	世帯	世帯	世帯	人		

※Dの欄は、里親1世帯に複数の委託児童（例えばきょうだいケース）がある場合には、欄外に「うち○人1世帯に委託」等その旨記載すること。

④里親訪問等支援事業

ア 事業の実施体制等

事業実施か所数		か所	対象経費の実支出額		円	
(ア) 職員の配置状況						
		自治体が雇用して 児相に配置	委託団体が雇用 して児相に配置	委託団体が雇用 して委託先に配置	児童福祉司等 が兼務	合計
里親等相談支援員	常勤		人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
心理訪問支援員	常勤		人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
※配置状況はいずれも10月1日時点のものを記入すること。						
(イ) 職員の資格						
		社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第3項 各号のいずれかに 該当する者 ③	里親等として子ど もの養育に5年以 上従事し、里親制 度等への理解等を 有する者 ④	都道府県知事等が ①から④に該当す る者と同等以上の 能力を有すると認 めた者 ⑤
里親等相談支援員	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
		学校教育法の規定による大学の学部 で、心理学を専修する学科若しくは これに相当する課程を修めて卒業し た者であって、個人及び集団心理療 法の技術を有する者 ①		都道府県知事等が①に該当する者と 同等以上の能力を有すると認めた者 ②		
心理訪問支援員	常勤		人		人	
	非常勤		人		人	
※資格はいずれも10月1日時点の職員について記入すること。						

イ 事業実施状況（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

(ア) 事業の実施機関等						
実施形態 (いずれかに○)	都道府県等（児童相談所）が直接実施	実施主体名称	(児童相談所名又は委託先名称を記入)			
	民間団体に一部委託して実施					
	民間団体に全部委託して実施					
委託の内容	(委託（一部委託を含む）している場合に、委託業務の内容を記入)					
(イ) 里親等への訪問支援						
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養親希望者	養親	
訪問延回数	回	回	回	回	回	
訪問世帯数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
対象となった子ども数	人	人	人	人	人	
(ウ) 家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動						
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養親希望者	養親	
訪問延回数	回	回	回	回	回	
訪問世帯数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
対象となった子ども数	人	人	人	人	人	
(エ) 里親等による相互交流						
実施回数	実施場所	参加延人数	児童福祉関係者等の参加状況			
回		人				
※「児童福祉関係者等の参加状況」欄は、児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などが相互交流に参加した場合に記入すること。						
(オ) 面会交流支援事業						
実施回数	対象実家庭数					
回	家庭					

⑤共働き家庭里親委託促進事業

ア 土日夜間相談対応状況等

相談の方法	相談対応件数			相談の内容（再掲）	
	平日夜間	土曜、日曜 祝日の日中	土曜、日曜 祝日の夜間	委託された子どもの 養育と仕事との両立 に関するもの	その他
電話相談	件	件	件	件	件
来所相談	件	件	件	件	件
メールや手紙による相談	件	件	件	件	件

イ 企業における実践内容

課題の内容	取組内容	実践委託先	取組により得られた成果、顕在化した課題など取組内容に対する評価

※課題や取組内容等が複数ある場合には、行を追加して記入すること。

ウ 経費内訳

事業内容	対象経費の実支出額	対象経費区分
土日夜間相談対応強化	円	
企業における実践	円	
合計	円	

※対象経費区分には、賃金、旅費、通信運搬費、需用費などの対象経費を記載すること。

10 産前・産後母子支援事業(モデル事業)

(1) 支援コーディネーターの配置等による支援モデル

事業委託先機関名	対象経費の実支出額
	円
	円
	円

(2) 看護師の配置等による支援モデル

事業委託先機関名	対象経費の実支出額
	円
	円
	円

対象経費の実支出額 合計	円
--------------	---

11 乳児院等多機能化推進事業

(1) 育児指導機能強化事業

①都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

ア 実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ 育児指導担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									育児指導担当職員の資格					合計			
		常勤		常勤的非常勤(※1)		非常勤		合計			実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(ア)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(イ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(ウ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(エ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(オ)				
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計									
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
 ※2 「実施要綱」とは、平成※年※月※日子発※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。
 ※3 配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

②市及び福祉事務所設置町村分(間接補助分)

ア 実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ 育児担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									育児指導担当職員の資格					合計			
		常勤		常勤的非常勤(※1)		非常勤		合計			実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(ア)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(イ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(ウ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(エ)	実施要綱(※2)第4の1の(3)の②の(オ)				
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計									
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
 ※2 「実施要綱」とは、平成※年※月※日子発※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。
 ※3 配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

(2) 医療機関等連携強化事業

①都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市分

ア 実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ 医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									医療機関等連絡調整員の資格								
		常勤		常勤的非常勤(※1)		非常勤		合計			保健師	看護師	准看護師	左記以外	合計				
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計									
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
 ※2 配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ 医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数
乳児院	人
児童養護施設	人
児童自立支援施設	人
児童心理治療施設	人
母子生活支援施設	人
合計	人

※ 医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

11 乳児院等多機能化推進事業

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

ア 実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ 医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									医療機関等連絡調整員の資格					
		常勤		常勤的非常勤（※1）		非常勤		合計			保健師	看護師	准看護師	左記以外	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計						
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。

※2 配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ 医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数
乳児院	人
児童養護施設	人
児童自立支援施設	人
児童心理治療施設	人
母子生活支援施設	人
合計	人

※ 医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

12 養子縁組民間あっせん機関助成事業

(1) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

養子縁組民間 あっせん機関名	対象経費の実支出額
	円
	円
	円

(2) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組民間 あっせん機関名	研修受講職員数	対象経費の実支出額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

対象経費の実支出額 合計	円
--------------	---

13 DV・女性保護対策等支援事業

事業名	内容	対象経費の実支出額(円)	算定基準による算定額(円)		
1 売春防止活動推進等事業強化対策費					
(1) 婦人保護啓発活動事業	一般向け研修会の実施状況 ポスター、リーフレット、ビデオの作成状況 (作成枚数、配布状況) ・研修会名、開催時期、開催場所				
(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業	対象人員(施設ごとに人員を記載) ・事業対象者、その内、自立できた人数				
2 配偶者からの暴力対策機能強化事業					
(1) 休日夜間電話相談事業	開設時期：平成 年 月 日～平成 年 月 日 開設曜日： 開設時間 平日夜間：(: ~ :) 休日 : (: ~ :) 相談件数 (件)		(積算内訳)		
(2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業	参加機関名 連絡会議開催回数 事例検討会開催回数 事例集、パンフレット等の作成状況				
(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業	実施期日 研修内容 研修対象者(人数)				
(4) 専門通訳者養成研修	実施期日 研修内容 研修対象者数 登録者数 委託している場合は委託事業者名				
(5) 法的対応機能強化事業	専門相談員の職種 相談内容及び対応状況を具体的に記載 相談延べ件数 (件) 専門相談員の活動日数 (日)				
3 婦人相談員活動強化対策費					
(1) 婦人相談員手当					
4月1日現在		4月1日から翌年3月31日	備考	対象経費の実支出額(円)	算定基準による算定額(円)
所属事務所等の名称		までの間における異動状況			
					(積算内訳)
計				※婦人相談員の報酬に関する規定を添付すること。	

(2) 婦人相談員活動費

4月1日現在		4月1日から翌年3月31日 までの間における異動状況	備考	対象経費の 実支出額(円)	算定基準による 算定額(円)
所属事務所等の名称					
					(積算内訳)
計					

4 DV被害者等自立生活援助モデル事業 支出額算出内訳

事業内容	対象経費	
	科目	支出額(円)
①自立支援事業		
	小計	
②定着支援事業		
	小計	
	計(①+②)	

- (1) 科目には以下の経費別に金額を記載すること。
事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
- (2) 行が不足する場合は、適宜追加すること。

- 注) 1 知事及び市長が委嘱する婦人相談員のみ記入すること。
- 2 「4月1日から翌年3月31日までの間における異動状況」欄は、婦人相談員の所属事務所等ごとに前任者の退職年月日及び新任者の発令年月日を記入すること。
- 3 月の途中における異動の場合には、手当支給額の算定方式を「備考」欄に記入すること。
- 4 「DV被害者等自立生活援助モデル事業」に係る報告については、「DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱」(平成26年3月24日 雇児発0605第4号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)で定める様式についても提出すること。

14 若年被害女性等支援モデル事業

対象経費の実支出額

事業委託先機関名	対象経費の実支出額

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 印
児童相談所設置市市長
市 長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金について、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱6（5）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による積算額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 _____ 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。